

議案第 5 1 号

防衛関連施設等に係る協定締結等に関する条例の制定について

防衛関連施設等に係る協定締結等に関する条例を別紙のとおり制定する。

(提案理由)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項の規定により、防衛関連施設等に係る協定締結等に関する条例制定の請求を受理したので、同条第 3 項の規定により、別紙のとおり意見を附けて付議するものである。

平成 2 4 年 7 月 1 8 日 提出

えびの市長 村岡 隆 明

平成 2 4 年 月 日

えびの市議会議長 蔵 園 晴 美

防衛関連施設等に係る協定締結等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市に所在する防衛関連施設等に係る協定書等の締結等に関し、議会が関与すべき手続等に関し必要な事項を定め、もって市民の権益保全を担保することを目的とする。

(議会の議決事項)

第2条 市長は、本市に所在する防衛関連施設等に係る協定書等を改定し又は新たに締結しようとするときは、その内容についてあらかじめ議会の議決を経なければならない。

2 すでに締結されている次の協定書及び覚書の改廃等の手続きは、前項に定める手続きに準ずるものとする。

1 霧島演習場使用協定書及び付帯文書

2 海上自衛隊超長波送信所設置に伴う覚書

(議会の発議)

第3条 議会は前条に定める協定等に関し必要があると認めるときは、自らその内容を定め議決を以て市長にその制定改廃を求めることが出来るものとする。

(市長及び議会の努力義務)

第4条 市長及び議会は、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）の適用を積極的に進め、えびの市民の民生安定と生活環境の整備等を図り、市民と自衛隊との共存共栄に努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方自治法第74条第3項の規定に基づく意見書

このたびの条例制定直接請求によって、法定数369人を上回る有効署名数1,155名の署名があった事実につきましては、厳粛に受け止めております。

今回の条例制定請求の趣旨は、防衛関連施設等に係る協定締結等の新規締結及び既存の協定書等の改廃について、市議会の議決を必須条件とすることを求めるものであります。

議会の議決事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定されていますように、制限列举主義の原則を採用していることから、ここに定められていない事項については、長その他の執行機関が、それぞれ自己の権限内で自ら決定することができ、それが団体としての意思となると解されております。

また、同条第2項により、議会が議決すべき事項は条例で定めることができることとされておりますが、えびの市においては、えびの市議会基本条例（平成22年えびの市条例第14号）第12条に列举されております。今回制定請求された条例が該当すると思われる条項は、同条第4号「市が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの」であります。

ここでいう「予算を伴うもの」とは、えびの市としての予算措置が必要となるもので、例えば、ある施設建設に併せ、地域の振興策としての事業等を具体的に協定書等の中で明記しているような場合を想定しているものであります。今回制定請求された条例に明記されている協定書及び覚書の中には、このようなえびの市としての予算措置が必要となる事業等の記載はないことから、今回制定請求された条例は、この条項にも該当しないと理解しております。

したがって、前述のとおり、議会の議決事件については、地方自治法第96条で規定されている必要がありますが、今回の条例はいずれにも該当する規定がないことから、このような条例を定めることはできないと考えております。

さらに、今回制定請求された条例が制定され、協定書等の締結に先立ち、あらかじめ議会の議決を経るとなりますと、時間を要することとなり、遅延を招くおそれがあること、また、協定者間相互の信頼関係が損なわれ柔軟な交渉ができなくなり、合意形成が困難となります。これにより協定書等の所期の目的が果たされなくなり、最終的には市の不利益につながることも想定されます。

これまでも市議会における質疑、一般質問、特別委員会及び全員協議会において、関係者との協議経緯や結果等について、ご報告しながら進めてまいりました。今回の条例制定請求の趣旨や署名された方々の思いを真摯に捉え、今後とも当該協定書及び覚書につきましては、改定又は新たに締結する必要が生じた

場合には、議会や市民の皆様に対し、しかるべき段階で報告をさせていただくとともに、より一層市民の皆様の安全確保に努めながら、自衛隊との共存共栄に取り組んでいく考えであります。

本件につきましては、防衛施設を有するえびの市としまして、市民の生活環境の向上が図られるよう防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）の制度活用にも、今まで以上に取り組んでまいり所存でありますので、条例制定の必要はないと考えております。

議員各位におかれましては、これまで申し上げた意見を踏まえ、慎重に、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

平成24年7月18日

えびの市長 村岡 隆 明